

No	013	市町村名	河内長野市		実施の有無	H22年11月20日作成	
障がい者施策	A	重度身体障害者住宅改造費助成事業		有	所在地:河内長野市原町一丁目1番1号		
	B	その他のバリアフリー施策		有	[平成22年9月現在] 人口:115,381人 高齢化率:24%		
高齢者施策	C	高齢者住宅改造費助成事業		有			
	D	介護保険住宅改修費支給		有			

A	重度身体障害者住宅改造費助成事業			担当部署	障がい福祉課		
対象者	河内長野市に住所を有し、65歳未満で障がい程度が1, 2級又は体幹及び下肢機能障がい3級の身体障がい者(児)、もしくは重度知的障がい者(児)がいる世帯で、心身の状況により住宅改造が必要であると認められる世帯で、かつ生計中心者の前年度分所得税が70,000円以下の世帯						
助成金額の上限	100万円(介護保険住宅改修又は日常生活用具住宅改修の20万円とあわせて100万円)						
手続きの流れ	事前相談→現地調査→申請						
HPへの掲載	有	要綱有り。要綱内に申請書。			訪問調査	有	
事業概要説明書類	有						
申請書類	有	申請書、見積書、工事前後の図面(平面)、工事前の写真、仕様書、その他					
特記	交付対象工事は便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造に要する経費 3~4件/年 介護保険住宅改修・日常生活用具住宅改修を優先 shougai Fukushi@city.kawachinagano.lg.jp						

B	その他のバリアフリー施策						
日常生活用具の給付(住宅改修/居宅生活動作補助用具) 20万円(介護保険対象者除く)							

C	高齢者住宅改造費助成事業			担当部署	介護高齢課		
対象者	(1) 65歳以上の高齢者がいる世帯で、心身の状況により住宅改造が必要であると認められる世帯。ただし、対象高齢者が要介護認定を受けている場合は除く。 (2) 対象高齢者の属する世帯全員の市民税が非課税である世帯						
助成金額の上限	20万円(1割本人負担)						
手続きの流れ	窓口で事前相談→現地調査→申請						
HPへの掲載	有	事業概要説明			訪問調査	有	職員とOTで事前事後検証
事業概要説明書類	有 申請書						
申請書類	有	申請書(現地調査時に現地で手渡し)、図面(平面・立面)、見積書、工事前写真、承諾書(持家で無い時)					
特記	5件/年 介護保険住宅改修を優先、併用はできない。 kaigohoken@city.kawachinagano.lg.jp						

D	介護保険住宅改修費支給			担当部署	介護高齢課		
対象者	要介護・要支援認定者			業者登録	無		
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)			償還払い	有	受領委任払い	有
手続きの流れ	事前申請→審査(職員)→認定後、工事→工事後、支給申請→支給						
HPへの掲載	有	申請のフローチャート			訪問調査	有	
事業概要説明書類	有						
申請書類	有	申請書、図面(平面、立面)、見積書、理由書、工事前写真、被保険者証、承諾書(持ち家で無い時)					
特記	500件/年 H22年11月より訪問調査を実施 kaigohoken@city.kawachinagano.lg.jp						